

11月5日から住民票・マイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できます

11月5日(火)から、住民票やマイナンバーカード、印鑑登録証明書などに旧姓（旧氏）が併記できるようになります。

就職・転職時など、仕事の場面や公的機関への書類提出など、旧姓で本人確認ができます。

また、保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き利用できます。

■住民票・マイナンバーカードなどに記載できる旧姓（旧氏）

○旧姓（旧氏）を初めて記載する際には、本人の戸籍謄本などに記載されている過去の氏の中から一つを選択できます。

○氏が変更した場合には、直前に称していた旧姓に限り変更できます。

○旧姓（旧氏）の表示削除はできますが、その後氏が変わった場合に限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から一つを選択して再記載できます。

■住民票などに旧姓（旧氏）を併記するには

○旧姓（旧氏）が記載された戸籍謄本などを用意してください。

※当該旧姓（旧氏）の記載されている戸籍謄本などから現在の氏が記載されている戸籍まで、すべての戸籍謄本が必要です。

○用意した戸籍謄本などとマイナンバーカードまたは通知カードを持って町民課戸籍年金係までお越しください。

印鑑登録証明書の性別欄を廃止します

本町では性的少数者の方への配慮を目的として、11月5日(火)から印鑑登録証明書の性別欄を廃止します。

■問合せ 町民課戸籍年金係

■町民課戸籍年金係 ☎ 47-2203 役場 1階 窓口 1番

後期高齢者医療制度のお知らせ

～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

■一定の障がいとは

①障害基礎年金1・2級を受給している方
※国民年金以外の障害年金受給者については、個別にお問い合わせください。

②身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方

③身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方

- ・音声障がい
- ・言語障がい
- ・下肢障がい4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
- ・下肢障がい4級3号（一下肢を下腿の二分之一以上欠くもの）
- ・下肢障がい4級4号（一下肢の機能の著しい障がい）

障がい

④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

⑤療育手帳A（重度）をお持ちの方

■脱退手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

■問合せ

- ・北海道後期高齢者医療広域連合（〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎ 011-290-5601）
- ・福祉保健課医療給付係（総合福祉センター 窓口7番 ☎ 47-5555）

町外にお住まいの方ふるさとで成人式を

令和2年の成人式は、1月12日(日)に行う予定ですが、本町出身の町外居住者で、本町の成人式に参加を希望される方の受け付けを行っています。

○対象 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの本町出身の方（住所変更の手続き

は必要ありません）

○申込み 11月29日(金)までに社会教育課（町公民館）へ。本町に住民登録されている方の申し込みは、必要ありません。

※今後、成人となられる方が進学などで住民票を他市町村に移しても、本町の成人式に申し込むことができます。



■問合せ 社会教育課（町公民館内 ☎ 47-2121）

記帳開始説明会と青色申告決算説明会

事業所得、不動産所得および山林所得を生ずべき義務を行うすべての方は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

新たに記帳を行う方や記帳方法が分からない方のための記帳開始説明会を次の日程で開催します。

また、青色申告を行う事業者・不動産所得者の方を対象として、令和元年分の決算説明会も開催

します。

■記帳開始説明会

○とき 11月7日(木) 14時30分～16時30分

○ところ 北見経済センター

■青色申告決算説明会

○とき 11月27日(木) 10時～11時30分

○ところ 町公民館

■問合せ

町民課町民税係
北見税務署 ☎ 23-7151

年末調整の説明会

源泉徴収義務者の方を対象として、年末調整事務および源泉徴収票、支払調書合計表の作成要領などについての説明会を次の日程で開催します。

○とき 11月19日(火)10時～12時

○ところ 町公民館多目的ホール

○持参するもの
年末調整等関係資料（説明会前に郵送済み）

○問合せ 北見税務署
☎ 23-7151 案内番号2をお選びください

女性の人権ホットライン

▷配偶者やパートナーから暴力（言葉の暴力を含む）を受けていませんか

▷セクシュアル・ハラスメントで困っていませんか

▷ストーカー行為に悩んでいませんか

女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、法務省では11月18日から24日までを全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、次のとおり電話による相談を受け付けてい

ます。

相談は無料で、秘密は必ず守られます。一人で悩まずにご相談ください。

- とき
 - ・11月18日(月)～22日(金)8時30分～19時
 - ・11月23日(土)、24日(日)10時～17時
- 相談担当者 人権擁護委員および法務局職員
- 電話番号 0570-070-810
- 問合せ 釧路地方法務局人権擁護課
☎ 0154-31-5014

■問合せ 町民課 ☎ 47-2203・税に関すること ☎ 47-2193 役場 1階 窓口 1番